

生駒市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金(戸建住宅) FAQ

NO.	ジャンル	質問	回答	更新日
				R7年度
1	蓄電池のみの導入について	既設パネルが蓄電池に対応していないメーカーのものなので、それを外して、新たに太陽光パネル+蓄電池設置を検討中のお客様がいる。その場合の既設パネルの撤去費用はどうか？	既設パネルの撤去費用は補助金の対象外です。	4月9日
2		現在、既設パネルでFIT制度を利用して余剰電力を売電し、新たに蓄電池の導入を検討しているお客様がいる。補助金とFITの併用は不可とのことだったが問題ないか？	はい、問題ありません。その際の蓄電池の設置費は補助金の対象になります。	4月9日
3		太陽光パネルと接続しない単機能型蓄電池は対象になるのか？	蓄電池の交付要件として、「原則として、再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備」とすることとしていますので、補助対象外となります(ポータブル等)。	4月9日
4		蓄電池を新たに導入しようとした際、既存のパワーコンディショナを蓄電池に合ったものに変えなければいけない(寿命に関わらず)。その費用は補助金の対象になりますか？	新たに設置するパワーコンディショナは、補助対象となりますが、既設分の撤去費用は補助金の対象外です。	4月9日
5		補助金を活用して設置できる蓄電池は、ハイブリッド型のみ対象だと聞いたがそうなのか？	<単機能型とハイブリッド型について> ・単機能型蓄電池も補助金の対象です。(関連質問:Q3) ・太陽光発電のパワーコンディショナは補助対象外ですが、パワーコンディショナの併用は可能です。 ・ハイブリッド型も、補助対象となりますが、「太陽光発電」にかかる機能の費用は補助対象外になるため除外してください。(関連質問:Q6)	4月9日
6		<蓄電池のみ導入の場合> ハイブリッド型パワーコンディショナの「太陽光発電」にかかる機能の費用はどのように算出すればよいのか？	ハイブリッド型パワーコンディショナで「太陽光発電」の機能に係る費用を明確にできない部分がある場合には、「蓄電池」に係る機能の費用の全額及び「蓄電池」と「太陽光発電」の機能を明確に分けられない部分の費用の1/2を補助対象経費として積算してください。	4月9日
7		蓄電池を2台設置した場合、両方とも交付金対象となるか？	両方とも補助金の対象となります。	4月9日
8	工事について	古い家の屋根では特殊な下地材を使用している場合がある(例:パラ板)。その場合、メーカー指定工法で施工する場合、どうしても架台部分の補強が必須となるが、その場合の費用は交付金対象になるのか？	・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領では、設備導入に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲(設備の適切な稼働に直接必要なもの)に限り補助対象に含めることとしています。 ・建物側の構造や強度不足などにより必要となった補強工事の費用については、補助金の対象にはなりません。	4月9日
9	その他	エネファームは交付金対象か？	補助対象外です。	4月9日
10		国や県の補助金との併用は可能か？	既存の太陽光発電設備・蓄電池の設置や住宅の建設にあたり、国や県の補助金を活用していても問題はありません。しかし、今回新たに設置する太陽光発電設備及び蓄電池について、他の補助金と併用することは不可能です。	4月9日
				R8年度
11	導入設備について	太陽光パネルを住居以外に設置することはできるのか？	電気を消費する住宅と同一の敷地内であれば、倉庫等の建物への設置、野立でも交付対象となります。いずれの場合も、当該住宅の分電盤に接続し、自家消費30%以上の要件を満たしていることとします。	6月12日
12		ソーラーカーポートは交付金対象か？	①既設のカーポートに太陽光パネルを設置…補助金の対象です。 ②新設のカーポートに太陽光パネルを設置…カーポート部分と太陽光パネル部分をメーカー作成の見積書で明確に分けられる場合、太陽光パネル部分の設備費・工事費は補助金の対象です。  いずれの場合も、Q11にある通り、敷地内かつ自家消費30%以上という要件を満たしている必要があります。	6月12日
13	対象エリアについて	住所が南田原町なのに、対象エリアではないと言われたがなぜか？	当事業での対象エリアの追加は、令和7年度に全自治会を対象に公募し、応募いただいた自治会を審査し、選定しております。場所によっては、同じ町名でも一部別の自治会エリアが混在している地域があります。その方がどの自治会エリアにお住まいかをご確認ください。	6月12日
14	その他	太陽光パネルを設置したいが、申請者は家の所有者ではない(例:借家等)。太陽光パネルの申請者及び名義は本人だが、交付金対象になるか？	家の所有者の許可があれば、補助金を活用して設置することができます。様式第1号(申請書)にある誓約事項にてご申告ください。	6月12日